

目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

7月21日(火)から31日(金)まで(11日間)

運動重点

- 1 歩行者の安全確保と安全運転意識の向上
- 2 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解・遵守の徹底
- 3 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

運動の進め方

運動を効果的に推進するため、推進機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

実践しよう！飲酒運転をなくすための「3つの約束」

①お酒を飲んだら運転しない



②運転する人にはお酒を飲ませない



③お酒を飲んだ人には運転させない



運動重点に関する主な推進項目

1

歩行者の安全確保と安全運転意識の向上

- (1) **子どもや高齢者を始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保**
 - ア 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
 - イ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
 - ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
 - エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
 - オ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進
- (2) **歩行者の交通ルール理解・遵守の徹底**
 - ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間に飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるものも多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
 - イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す「ハンド&サンクス～渡る合図とありがとう～」の取組の推進
 - ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
 - エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
 - オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
 - カ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- (3) **「ながらスマホ」の根絶**
 - ア 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
 - イ 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- (4) **運転者の歩行者優先意識等の徹底**
 - ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
 - ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- (5) **後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート等の正しい使用の徹底**
 - ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート等の使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
 - イ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシート等の確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
 - ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート等使用に関する広報啓発の推進
 - エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- (6) **高齢運転者の交通事故防止対策**
 - ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーター等の活用等による参加・体験・実践型交通安全教育や視野診断機による検査等及び広報啓発の推進
 - イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
 - ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知の推進
 - エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

- ア 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- エ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- オ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

- ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた「#チャリメット（チャリに乗るならヘルメット）」のキャッチフレーズによる広報啓発の推進
- イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- オ 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

- ア 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

(1) 飲酒運転の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

(2) 妨害運転等の防止対策

- ア 妨害運転（いわゆる「あおり運転」のこと）等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

青森県内の交通事故発生状況について(県警交通企画課資料より)

1 令和7年中の青森県内における交通事故発生状況

令和7年中の交通事故発生状況は、

- 発生件数 2,247件 (前年比 -31件、 - 1.4%)
- 死者数 27人 (前年比 -16人、 -37.2%)
うち、高齢者 18人 (前年比 - 8人、 + 6.2%)
- 負傷者数 2,732人 (前年比 - 2人、 - 0.1%)

で、発生件数、死者数及び負傷者数はいずれも前年より減少し、いずれも全国統一の交通事故統計調査が始まった昭和41年以降、最少となった。

令和7年中の交通死亡事故(26件27人)の主な特徴として、

- 高齢者の死者数は18人(前年比-8人)と大幅に減少したが、全死者数の66.7%(前年比+6.2pt)を占め、構成率は増加した。
- 高齢運転者が第1当事者となった交通事故の死者は10人(前年比-3人)と減少したが、全死者数の37.0%(前年比+6.8pt)を占め、構成率は増加した。
- 飲酒運転による死者数は4人(前年比-1人)と減少したが、全死者数の14.8%(前年比+3.2pt)を占め、構成率は増加した。
- 自転車乗車中の死者は5人(前年比+3人)と増加し、全死者数の18.5%(前年比+13.8pt)を占め、構成率も増加した。

などが挙げられる。

そのほか、車両単独の事故による死者数は9人(前年比-1人)、歩行中の死者数は6人(前年比-15人)であった。

2 交通事故発生状況推移

